令和８年前期号【第４２号】

川崎市 資源集団回収だより



令和８年前期分（１～６月）は
みなさまの活動により
約１４,３８１ｔの対象物を回収する
ことができました。







令和８年前期分（１月～６月）の回収量

単位:kg

古紙類					古紙類　計	古　布　類	生きびん類	回収量　総計
新聞	雑誌	段ﾎﾞｰﾙ	牛乳ﾊﾟｯｸ	その他				
2,990,697	4,081,734	6,793,006	6,668	5,120	**13,877,225**	503,339	20	**14,380,584**

次回（令和8年7月から12月まで）の奨励金交付申請について

次回の奨励金申請書の提出期限は令和９年１月末日です。期日までに所管の事業所へ御提出ください。提出が遅れると、奨励金を交付することができませんので、ご注意ください。

～申請書・届出書の提出先～

【川崎生活環境事業所（川崎区）】
〒210-0826　川崎区塩浜 4-11-9　　（電話）044-266-5747

【中原生活環境事業所（幸区・中原区）】
〒211-0012　中原区中丸子 155-1　（電話）044-411-9220

【宮前生活環境事業所（高津区・宮前区）】
〒216-0033　宮前区宮崎 172　　（電話）044-866-9131

【多摩生活環境事業所（多摩区・麻生区）】
〒214-0032　多摩区枡形 1-14-1　　（電話）044-933-4111

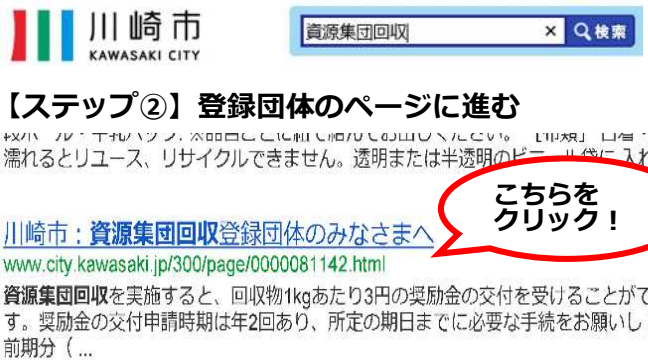
○代表者・担当者・書類送付先等の変更があった場合は、登録変更届の御提出をお願いいたします。なお、登録変更届等の手続きについても、オンライン申請が可能です。詳細は裏面を御参照ください。

資源集団回収の出し方に御協力ください

回収業者の回収効率を上げるため、登録団体の皆様には、資源集団回収の出し方について、利用者の方々へ周知をお願い申し上げます。また、普及広報用チラシ「正しい資源集団回収の出し方」を、回収場所への掲示や利用者の方々への回覧などの周知の際に御活用ください。

チラシのダウンロード方法

【ステップ①】川崎市 HP で「資源集団回収」と検索



【ステップ③】チラシをダウンロード



変更届もオンライン申請できます！



変更届等は、市ホームページの入力フォームから申請が可能です。スマートフォンでも申請ができますので、ぜひ御利用ください。

各種申請は、市ホームページ「資源集団回収登録団体のみなさまへ」のページ(上記参照)またはこちらのＱＲコードから

家庭系廃棄物の持ち去りを条例で禁止しています

市民の方が安心安全にごみ出しができる生活環境を確保するため、集積所からの家庭系廃棄物の持ち去り、資源集団回収場所からの資源集団回収品目の持ち去りは、条例で禁止されています。

持ち去りを発見した場合、トラブルに発展する可能性もあるので、直接声をかけることは避け、生活環境事業所へ連絡をお願いいたします（表に生活環境事業所の連絡先記載あり）。

事業活動で排出される資源ごみは奨励金の対象外です

街の飲食店などの事業活動から排出される資源ごみは、奨励金の対象外となります。事業者から受け取ることがないよう御注意ください。

発行元：川崎市役所　環境局　生活環境部　減量推進課　減量推進係
TEL.044-200-2579　FAX.044-200-3923

令和８年９月発行